

太平洋戦争下の新聞メディア(2)

前坂 俊之

(静岡県立大学国際関係学部教授)

1・・・厳重な検閲下・・・

情報局は昭和16年12月8日の太平洋戦争開戦と同時に各新聞、通信社に対し、「大本営の許可したるもの以外は一切掲載禁止」(戦況報道の禁止示達)という、いわゆる「大本営発表」と「我軍に不利なる事項は一般に掲載を禁ず。ただし、戦場の実相を認識せしめ敵愾心高揚に資すべきものは許可す」(陸軍省令に基づく新聞掲載禁止事項基準)の二本立ての示達を出した。

同十三日に政府は、新聞統制を一層強化するため国家総動員法の十六条によって「新聞事業令」を公布、それまでの新聞各社の自治的統制機構であった「新聞連盟」を解散させ、翌年二月に政府の統制機関「日本新聞会」を設立した。

19日には「言論出版集会等臨時取締法」が公布された。「時局ニ関シ造言飛語、人心ヲ惑乱スベキ事項ヲ流布シタル者ハ懲役ニ処ス・・・」というもので、これで戦争の実態は一切書けなくなってしまった。

新聞記者は自主的に判断して取材する自由を奪われた。極端な発表主義が横行し、記者は発表ものだけを聞き、その刷り物を血眼で運ぶメッセンジャボーイと化した。真実の追及は無用どころか、逆に懲罰を受ける危険な仕事となって、自己規制されたのである。

新聞社の編集局内の様子について、戦後、読売新聞のコラム「編集手帳」の執筆者として鳴らした高木健夫は「報道差止め、禁止が毎日何通もあり、新聞社の整理部では机の前に針金をはって、差止め通達をそこにつるすことにしていた。このつるされた紙がすぐいっぱいになり、何が禁止なのか覚えるだけでも大変。頭が混乱してきた。禁止、禁止で何も書けない状態になった」と回想する。

厳重な検閲体制の中で、新聞社は前線から届いた原稿や写真（直ちに現像・焼つけして）すぐオートバイによって、陸軍省、海軍省、内務省にそれぞれ分けて、記事はゲラ刷りを二部、写真も二枚を提出した。

当局は厳しく検閲した結果、「許可」の場合は「検閲済」の判を押し、ダメな場合は「不許可」にする。ある部分を削ったり、写真などポカして修正し使っているいいケースは、「検閲済」となった。担当者では判断がつかず、翌日、専門家に判断をたずねる場合は「保留」となった。

検閲の総本山・内務省警保局検閲課は四二（昭和十七）年五月当時で、八十五人の検閲官が新聞、出版、映画などのメディアに監視の目を光らせていた。一九四三（昭和十八）年度中の新聞の事前検閲は新聞のページの減少にもかかわらずかえって増加し、ゲラ刷り又は原稿によるもの約九万件（一日平均二百五十件）で、そのうち不許可処分となりたるもの一万二千件、電話によるもの5万件（1日平均250件）の合計14万件に達した。」という。（1）

このような徹底した検閲の一方で、新聞紙面の大部分を派手に飾ったのが大本営発表である。これは途中からウソと誇大発表の代名詞ともなった。当時、新聞、軍報道部関係者は大本営発表のことを朝刊、夕刊と呼んでいた。「今日は夕刊は出ますか」「いや、明日の朝刊は三本だよ」といった調子で陸、海軍報道部員と記者たちは会話した。（2）

「黒潮会」は海軍省の記者クラブで、戦時中は新聞記者の花形のクラブであった。当時の記者の証言する大本営発表の内幕は次の通りであった。

「われわれの仕事は、極端にいえば、ただ報道部の大本営発表を機械的に右から左へ国民に知らせるだけのものなのだ。報道部長が発表文を読み上げ、それを筆記して社へ速報し、さらに平出大佐のレクチュアを聞き、それを参考に解説記事を書く。そこにはいささかの批判も許されない。発表文に矛盾があっても、追及することはできない」（3）

報道部は「この発表は第一面トップで扱ってもらいたい」「これは一面四段の扱い。見出しはこれにってもらいたい」と注文をつけ、新聞側はそのまま従わざるを得ない。

2・・・大本営発表とは何か

太平洋戦争開戦の昭和 16 年 12 月 8 日午前 6 時、大本営発表第 1 号があった。「帝国陸海軍は今 8 日未明西太平洋において米英軍と戦帯状態に入れり」。この大本営発表第 1 号で開戦を告げた後、終戦までに合計 846 回の発表が行われた。

当初、大本営発表は「大本営陸軍部発表」と「大本営海軍部発表」と別々に発表していたが、昭和 17 年 1 月 15 日の発表からは単に「大本営発表」とし、区別をなくした。

大本営発表は国民に戦況を伝えるためのものであったが、現在ではウソ八百のデタラメ報道の意味になっているが、では大本営発表はどの程度実際の戦況と違った報道をしていたのだろうか。

大本営発表では不発表事項として「交通破壊戦による船舶の被害状況」と「潜水艦行動の内容」があった。これは日本に限ったことではなく、アメリカでもイギリスも同様であった。

またこの国でも、自国の損害をありのまま発表するということではなく、機密保持や国民の士気の低下を避けるために発表を控えることは当然のことであった。

現にアメリカでも真珠湾攻撃の被害について 1 年たった後に発表したという事実がある。このことを念頭に入れて考えると、最初の 6 ヶ月間の大本営発表はほぼ正確な報道をしていたといえる。

「デタラメな報道」の大本営発表が始まったのは、次の 9 ヶ月(珊瑚海海戦からイサベル島沖海戦)であった。ただこの頃はまだ戦果が誇張されるということにとどまっていた。

ガナルカナル島の戦闘に関しては甚大な損害があったにもかかわらず発表はしておらず、戦果は誇張し、被害は隠蔽するという報道が行われた。

またガナルカナル島撤退後の 9 ヶ月間も戦況悪化のために発表が少なくなっていた。

また次の 8 ヶ月には架空の勝利が発表されるようになった。最もひどかったのは昭和 19 年 6 月のマリアナ沖海戦以後であり、このころはありもしない戦果に損害のひた隠

しが加わって、大ウソばかりが報道されるようになった。誇大な戦果が報道されたものの中でも以下のものはまったくのでたらめの内容であった。

沖縄島戦、ルソン島戦、台湾沖航空戦、比島沖海戦、マリアナ沖海戦、九州沖海戦、ギルバート航空戦、第三次ソロモン神海戦、ブーゲンビル島沖海戦、レンネル島沖海戦などである。(4)

つまり、最初の半年間は戦果や被害の発表は正確に近いものであった。しかし珊瑚海海戦(四二年五月七日)からイサベル島沖海戦までの九ヵ月では、ミッドウェー海戦での損害が発表されなかったのをはじめ戦果が誇張されはじめた。次の九ヵ月は発表そのものが少なく、さらにその後の八ヵ月間は損害の類被りが目立ち、ウソの勝利が誇示された。

戦果は架空のものであり、被害は過少に発表され、これがピークに達したのはフィリピン沖海戦で、すでに日本海軍は壊滅していたにもかかわらず、ウソ八百の勝利を流し続けた。これは最後の沖縄戦まで続いた。国民を大熱狂させた戦果は全くのデタラメだったのである。

戦争の全期間を通じ、戦果は戦艦、巡洋艦は一〇・三倍、空母六・五倍など、戦闘艦艇では五・三倍、補助艦艇では約六倍、飛行機約七倍、輸送船は約八倍も水増しして発表されたのである。

3・・・アメリカ側の発表は・・・

一方、アメリカでも戦況がそのまま報道されることはなかった。アメリカの情報統制は合衆国検閲局と戦時情報局(1942年6月設置)によって行われており、戦時情報局はニュースの配給と宣伝活動の機能を分担しており、合衆国検閲局は検閲のみでプロパガンダ活動を行わなかった(権限適正化の原則)。

合衆国検閲局では1942年1月15日に新聞出版放送等の自主検閲に関する「戦時遵則(Code of Wartime Practices)」が発表された。「戦時遵則」は5回の改訂がなされたが、その度に自主検閲の項目は増えていった。

1942年1月15日初版

- (1) 兵隊の移動に関する報道(2)艦船情報(3)航空機情報(4)要塞地・沿岸警備情報(5)生産関係情報(6)天候気象情報(7)写真と地図(8)被害状況の報道(兵員の損失、軍事施設、艦船等の被害)

1942年6月15日改訂第2版

- (1) 兵員の移動(2)艦船の運航と積荷等(3)撃沈撃破された艦船に解する情報(4)空襲情報(5)航空機情報(6)要塞等の防備状況(7)生産関係(8)天候気象(9)流言飛語(10)写真と地図(11)被害状況

1943年2月1日改訂第2版

改訂第2版に以下が加えられた。

- (12)従軍記者への規制(米国海軍の軍事検閲への服従規定)(13)サボタージュに関する情報(14)前線におけるインタビューと前線からの私信の取扱い(15)軍事諜報に関する情報(16)俘虜、抑留者、国事犯に関する情報(17)外信による戦局報道

項目が増えているのは第3版までであり、その後は戦況がアメリカに有利となったためか、第4版では14項目に減少している。

アメリカの発表は大本営発表のように戦況に限定された画一的な「勝った、勝った」の一本槍の手法ではなく、戦況が思わしくないときには間接的な表現にしてみたり、その発表を行う時期も日本側に利益を与えない時期に遅らせたりするなど、巧妙で柔軟性に富んだものであった。(5)

4...「言論の統制」から次なる「言論の構成」へ

日本では情報統制の機関である情報局や陸海軍報道部が編集権に全面的に介入し、指導した。情報局のメディア統制は太平洋戦争初期の「言論の統制」から次なる「言論の構成」へ質的に転換していった。

従来の禁止、示達といった一方的、強制的な言論統制から、情報局が「懇談」「依頼」「説明」「内面指導」とさまざまな形で新聞社に働きかけて、両者が協働、一体化してよりソフトに、より高度な方法での言論指導にあたるのが「言論の構成」である。

“内面指導”とは情報局、陸海軍報道部などが新聞社幹部といろいろな問題に

ついて懇談し新聞社側の態度を決定させ、これを取り締まりの基準とするもの。

具体的な方法としては、当時の代表的な新聞 - 東京朝日、東京日日、読売、都、報知、中外、国民、そして同盟通信の八社に対して、定期、随意に編集局長会議、政治、経済、社会部長会議を開催し、情勢や政策を説明し記事取材の内面指導を行っていた。

この“内面指導”は法的な措置ではないが、これに反した場合は発禁や注意を受けたため、報道の手足を別の形でしばった。情報局、陸海軍、官庁まで指導記事を書かせようとし、指導、注文、懇談事項という形で陰に陽にしばってきた。

「単なる禁止的統制の場合は書かなければそれですむのである。新聞側は心にもないことを書かねばならない。当局側の明示あるいは示唆にしたがってペンを走らせる段階に移っていった」(6)

すでに、新聞は情報局の下部組織にガッチリと組み込まれていた。情報局は太平洋戦争直前から“内面指導”を強化して、新聞社側を自発的に国策に協力させるべく努力していた。

5...情報局の威張り方は

当時、情報局と新聞の力関係も完全に逆転していた。圧倒的な情勢局の力の前に、新聞社も記者たちも吹けば飛ぶような存在になり果てていた。

「昭和十七年初期における情報局の威張り方はたいしたものであった。新聞社はナラズ者の集団であるかにみなされ、新聞記者はバタヤかクズヤでもあるかのように扱われた。……ある情報官は『統合をグズグズしていると、紙は一枚もやらんヨ』と豪語した。鈴木中佐のごときは青筋を立ててかなりたてた。

彼は誰れに対してもどなりたてたらしく、新聞人は恐れをなした。横着な点と威張る点では天下無敵の新聞人も、情報局にかかるとは青菜に塩である。何しろ用紙配給の権利を握っているのでどうにもならない。情報局ににらまれると飯の食い上げになる」(7)

「黒潮会」の記者たちの取材も不自由を極めた。

当時、各官庁では毎週火曜、金曜日の閣議のあとは定例の大臣会見があり、いつでも大臣には単独で会見できた。

何か重大事件があると夜中でも官邸へ押しかけた。しかし軍部の大臣は軍事機密の保持のためまえから記者会見はほとんど行われず、取材の窓口は報道部にしぼられた。省内のそこ以外には立入りが原則として禁止されていた。

海軍大臣や軍令部総長と「黒潮会」との会見はせいぜい年に一、二回程度で、永野修身軍令部総長が元帥に昇進した時の会見は時間にして約二分間、世界情勢や戦局などには一切ふれず、「最近はいそがしくて諸君とも顔をあわせる機会がなくてね。毎日ご苦労だね」といった世間話のみであった。(8)

これだけではなかった。“内面指導”と並行して、一歩進んだ”直接指導”も行われていた。直接指導とは軍による命令であり、それに反した場合は威嚇、脅迫、暴力的な個喝が容赦なく加えられた。

6・情報局と各出版社の懇談会で恫喝！

情報局と各出版社の懇談会である「六日会」で、こんなシーンがみられた。

四] (昭和十六)年二月二十六日、情報局二課は出版社の編集幹部を「懇談会」の名目で集めた。中央公論社では社長の嶋中雄作と『中央公論』編集部次長の畑中繁雄の二人が出席した。この時の模様を畑中はこう書いている。(9)

「同第二課長大熊海軍大佐、情報官鈴木庫三少佐らは同社(中央公論社)の国策非協力的態度についてのべたて、このさい自由主義の弊害をおもい切って一掃し、編集方針の根本切り替えを考えてはどうか、ときり出した。

これに対し嶋中は『貴下たちは命令さえ下せば、国民は思うように意に従うと考えておられるが、それは軍隊式の考え方であって、言論指導となると、それほど単純なものとはおもえない、

国策遂行という点についてならば、われわれとて、基本的に少しも異なっていない。ただ知識階級を相手とする言論指導となると、まだまだわれわれのほうが専門である。

だから、若干時日をもってして、思想指導はむしろわれわれに任していただけないか』

と発言したところ、このとき鈴木少佐は満面に朱をそそいで、憤然と立ちあがり『このさい君はなにをいうか。そういう考えをもっている人間が出版界にまだはびこっているから、いつまでたっても国策にそっぽをむくのだ。君は社内の後輩にむかって、いつも自由主義的方针を宣伝しているではないか。隠しても駄目だ。その証拠はちゃんとあがっているのだ。そういう中央公論社は、ただいまからでもぶつつぶしてみせる』と怒号しはじめた。

仁王立ちした少佐の形相はまことにもの凄く、四圍をへいげいしてますますたけりたつ勢いをしめた」

こうした暴力的な洞喝の雰囲気ですら、『改造』『中央公論』の当時を代表する総合雑誌は息の根を止められていった。

四三(昭和十八)年三月、五月の「六日会」(懇談会が発展し、改造、中央公論、日本評論、文牽春秋など六社で構成)で情報局二課の担当少佐が谷崎潤一郎の小説「細雪」をやり玉に上げた。「細雪」は『中央公論』一、三月号に掲載されていた。

「これは全く戦争遂行と無関係で、むしろ国民の戦意をそう失させる作用の小説だ。かかるものを連載している編集者の『戦争傍観』の態度がけしからん」と激しく叱責。

最後に中央公論の畑中の方をにらみつけ、「われわれ陸軍当局は一月のこの会で三月号の全雑誌はそれぞれ表紙に『撃ちてしまむ』の陸軍記念日用標語を掲載するようお願いしたのに、ただある総合雑誌一誌をのぞく、全雑誌をあげてこれに協力していただいたことを、今日あらためて諸君にお礼申しあげざる。

ところが、これをあえて拒否したある総合雑誌の態度にいたっては、反軍的態度というか、軍への挑戦と断ぜざるをえない。ことここにいたってはわれわれ軍は、その雑誌にたいしてはなんらの措置をもってのぞむ所存である」。(10)

結局、畑中編集部長は引責休職へと追い込まれた。

7・昭和言論弾圧史の後半戦の特徴

畑中は日中戦争から太平洋戦争の敗北までの昭和言論弾圧史の後半戦の特徴を次のように総括している。(11)

畑中は出版に焦点をあてているが、出版社を新聞社に、編集者を新聞記者に置きかえれば、弾圧の手口はほとんど同じであった。

著名言論人の根こそぎの検挙については前期と変わらないが、検挙は一步すすめて編集者にのびていく。

当局の監視はついに各出版企業の経営内部におよび、編集者や経営首脳部ややがては読者層にもおよんでいく。

検挙方針においても、消極的な「事後検閲」にあまみじず「事前検閲」を要求し、やがて題目、執筆者の変更からついに官製原稿のおしつけや特殊テーマ採択の強要などをつうじて、編集権の文字通り侵害にまで進んでいく。

当局自ら「好ましからず」と査定した執筆者の執筆禁止の示達をおこない、はじめは左翼系執筆者にとどまっていたが、やがてオールドリベラリストまで拡げられ、戦時政府に対するいかなる野党的意見も抑圧されるにいたった。

用紙割当権を握ることにより、好ましからぬ出版社への用紙割当量を削減し、経営の物的基礎資材を抑えることによって、その社の経営縮小、じりひん、解体を策したのみか、後には「企業整備」に名をかりて出版元を文字通り業界から「消す」ことを策した。

戦争末期において、ついに好ましからぬと認めた出版社に対して、直接政治力を発動し、「公然」自廃を強要するの挙に出てきた。

(つづく)

< 参考・引用文献 >

- (1) 『戦時下の言論統制』 松浦総三 白川書院 一九七五年 108P
- (2) 『大本営発表の真相史』 富永謙吾 自由国民社 一九七〇年 12P
- (3) 『戦中・戦後 - 新聞記者 35 年』 岡田聰 図書出版社 一九七六年 70P
- (4) 『大本営発表の真相史』 12P
- (5) 『閉ざされた言語空間』 江藤淳 文藝春秋 1989年 66 - 69P
- (6) 『言論統制下の記者』 熊倉正弥, 朝日新聞社, 1988,
- (7) 『新聞外史』 式正次 新聞之新聞社 一九五八年五月 49P

- (8) 『戦中・戦後 - 新聞記者 35 年』 72P
- (9) 『言論の敗北 - 横浜事件の真実』 美作太郎・藤田親昌ら共著 三一新書 一九五九年 86P
- (10) 『覚書昭和出版弾圧小史』 畑中繁雄 図書新聞社 一九六五年 18, 19P
- (11) 同上 90 - 91P